

| No | 交付対象事業の名称 | 事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 推奨事業メニュー | 事業 始期 | 事業 終期 | 総事業費 (千円) | 成果目標(可能な限り定量的指標を設定) | 実施状況の公表等 について(HP,広 報紙など) |
|----|-----------------------------------|---|---|----------|----------|--------------|--|--------------------------------|
| 1 | 住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び 定額減税不足額給付事業 | ①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6,R7の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 19,861世帯×30千円、子ども加算 2,820人×20千円、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者 21,236人(297,050千円)のうちR7計画分 事務費 34,737千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(19,861世帯)、定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者数(21,236人) | - | R7.1 | R8.3 | 300,727 | 対象世帯に対して令和7年3月までに支給を開始する | ホームページ等 |
| 5 | 生活応援クーポン券発行事業 | ①米などの食料品の物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減に加え、消費喚起による市内経済の活性化を目的として、市民に対して市内登録店(食料品店等)で使用できる生活応援クーポン券を配付する。 ②生活応援クーポン券の精算金及び事務費 ③対象期間に本市に住民登録のある市民 10,000円×66,000世帯=660,000千円 6,000円×127,000人 =762,000千円 事務費:125,397千円 事務費の内容[需用費(事務用品等) 役務費(通信運搬費等) 委託料(クーポン券発行等業務委託料) 使用料及び賃借料(複写機借上料) 人件費] ④令和8年2月1日時点で住民登録されている者、令和8年4月末までの転入者及び令和8年7月末までの出生児 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算及び ④消費下支え等を通じた生活者支援 | R8.2 | R8.4以降 | 1,547,397 | 対象者への配付率100% | ホームページ |
| 6 | 学校給食費保護者負担軽減事業(国のR7予備費分) | ①物価高騰対策として、小中学校における給食賄材料費の高騰による現在の給食費との差額を保護者に転嫁せず、市で負担することにより、生活者支援を図る。ただし、教職員等にかかる費用を除く。 ②賄材料費のうち物価高騰分(賄材料費から保護者負担金を差し引いた額) ③交付金を充当する物価高騰分:105,387千円 小学校児童分賄材料費:346,322千円 290.956円/日(238円×物価高騰見込)×6,434人×185日 中学校生徒分賄材料費:204,467千円 341.328円/日(287円×物価高騰見込)×3,238人×185日 給食費保護者負担金 :445,402千円(小学校238円/日 中学校287円/日) ④子育て世帯 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | R7.4 | R8.3 | 550,789 | 令和7年度に給食の提供を受ける児童生徒の給食費について、値上げを実施しない。 | ホームページ |
| 7 | 保育所等給食支援事業 | ①物価高騰対策として、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を実施するための費用の高騰について、現在の給食費との差額を保護者に転嫁していない市内私立保育施設へ補助金を交付することで、保護者の経済的負担の軽減を図る。ただし、職員等にかかる費用を除く。 ②保育施設への支援金 ③市内26園において利用児童数に応じて支援金を支出 3号認定の児童(12,036人)×1,300円=15,641千円 1・2号認定の児童(18,216人)×1,105円=20,121千円 事業に対する県補助金(1/2)17,881千円 ④子育て世帯 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | R7.4 | R8.3 | 35,762 | 対象となる施設において、令和7年度に給食費の値上げを実施しない。 | ホームページ |
| 8 | 保育施設給食費保護者負担軽減事業 | ①物価高騰対策として、公立保育施設における給食賄材料費の高騰について、現在の給食費との差額を保護者に転嫁せず、市で負担することにより、生活者支援を図る。なお、本市の公立保育施設においては、職員(保育士等)への給食の提供を行っていない。 ②賄材料費のうち物価高騰分(賄材料費から保護者負担金を差し引いた額) ③交付金を充当する物価高騰分:8,927千円 【賄材料費:52,159千円】 3歳未満児 343.60円/日(300円×物価高騰見込)×298人×300日 3歳以上児(保)212.32円/日(185円×物価高騰見込)×404人×300日 3歳以上児(幼)201.80円/日(185円×物価高騰見込)×17人×180日 【給食費保護者負担金 :16,148千円】 【制度による無償化対象者分:27,084千円(一般財源にて対応)】 ④子育て世帯 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | R7.4 | R8.3 | 52,159 | 令和7年度に給食の提供を受ける園児の給食費について、値上げを実施しない。 | ホームページ |
| 9 | 学校給食費保護者負担軽減事業(国のR7補正予算分) | ①物価高騰対策として、小中学校における給食賄材料費の高騰による現在の給食費との差額を保護者に転嫁せず、市で負担することにより、生活者支援を図る。ただし、教職員等にかかる費用を除く。 ②賄材料費のうち物価高騰分(賄材料費から保護者負担金を差し引いた額) ③交付金を充当する物価高騰分:105,387千円 小学校児童分賄材料費:346,322千円 290.956円/日(238円×物価高騰見込)×6,434人×185日 中学校生徒分賄材料費:204,467千円 341.328円/日(287円×物価高騰見込)×3,238人×185日 給食費保護者負担金 :445,402千円(小学校238円/日 中学校287円/日) 【R7予備費分推奨事業メニュー充当事業(No.6)の一般財源分】 ④子育て世帯 | ③物価高騰に伴う子育て世帯支援 | R7.4 | R8.3 | 550,789 | 令和7年度に給食の提供を受ける児童生徒の給食費について、値上げを実施しない。 | ホームページ |